放課後児童保育室保育料について

保育料の決定について

◆　保育料は、該当年度の市区町村民税所得割額（保護者合計額）により決定します（「新座市放課後児童保育室保育料基準表」に基づきます。）。

保育料納付月	算定根拠となる市区町村民税の年度
該当年度４月～８月分の保育料	前年度分の市区町村民税所得割額
該当年度９月～３月分の保育料	該当年度分の市区町村民税所得割額

◆　所得割額については、自治体で発行している次の書類等で御確認いただけます。（下記参照）

・特別徴収税額決定通知書（毎年５月頃発送）

・納税通知書　　（毎年６月頃発送）

・課税証明書

◆　税額控除のうち調整控除のみ反映され、「住宅ローン控除」、「寄付金控除（ふるさと納税等）」、「外国税額控除」、「配当控除」がある方は、その額を所得割額に加算した額で保育料を算定しますので、ご注意ください。

◆　保育料は、登室していなくても、退室していなければ発生します。

月の途中で退室した場合は、退室日までの日割り計算した額となります。登室した日数に関わらず登録のある日数分の保育料がかかりますので、退室するときは、退室日当日までに届出をしてください（退室日を遡ることはできません。）。

◆　祖父母が同居しており、父母が非課税世帯の場合、祖父母の市区町村民税所得割額で保育料を算定する場合があります。父母が別居していても離婚が成立していない場合や、離婚が成立していても同居している場合は、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。

◆　未申告等により該当年度の市区町村民税所得割額が確認できない場合、最高階層の保育料となります。

～・～

給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書の見本

保育料算定根拠年度に注意

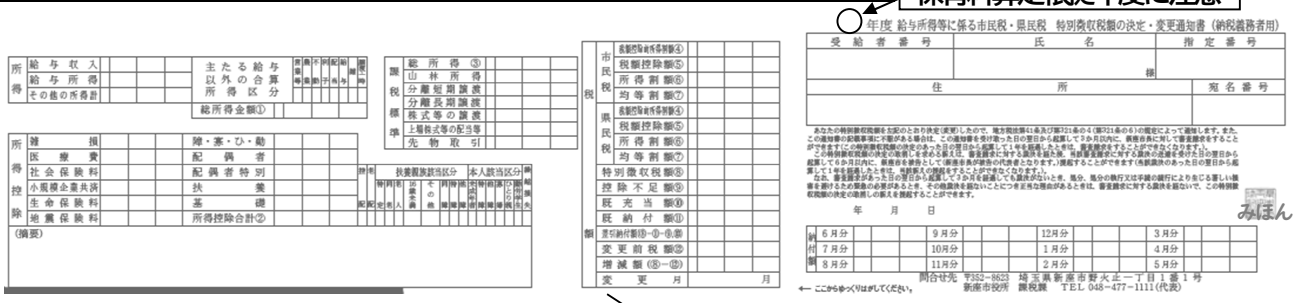

拡大したもの

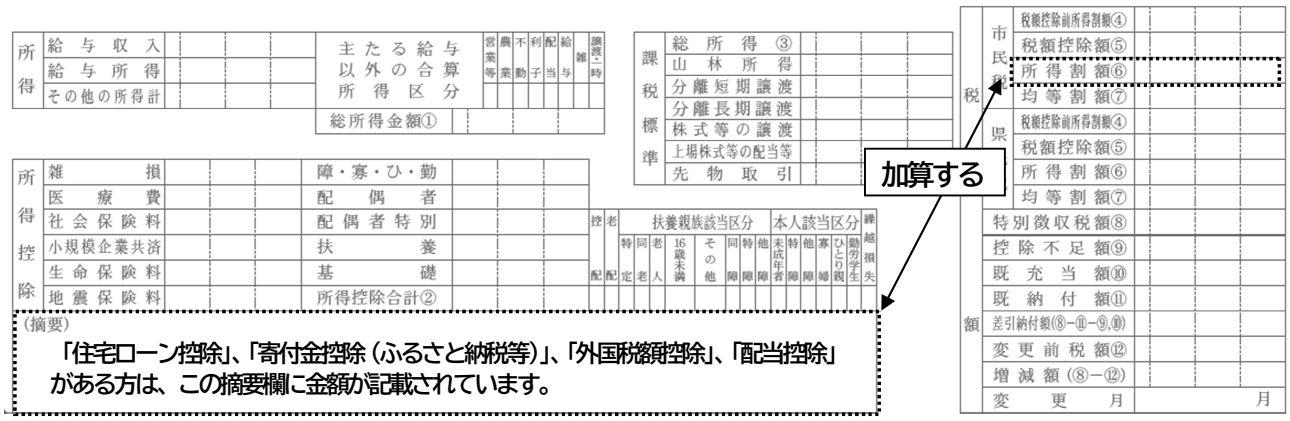

市民税・県民税　税額決定・納税通知書の見本（主に自営業の方）

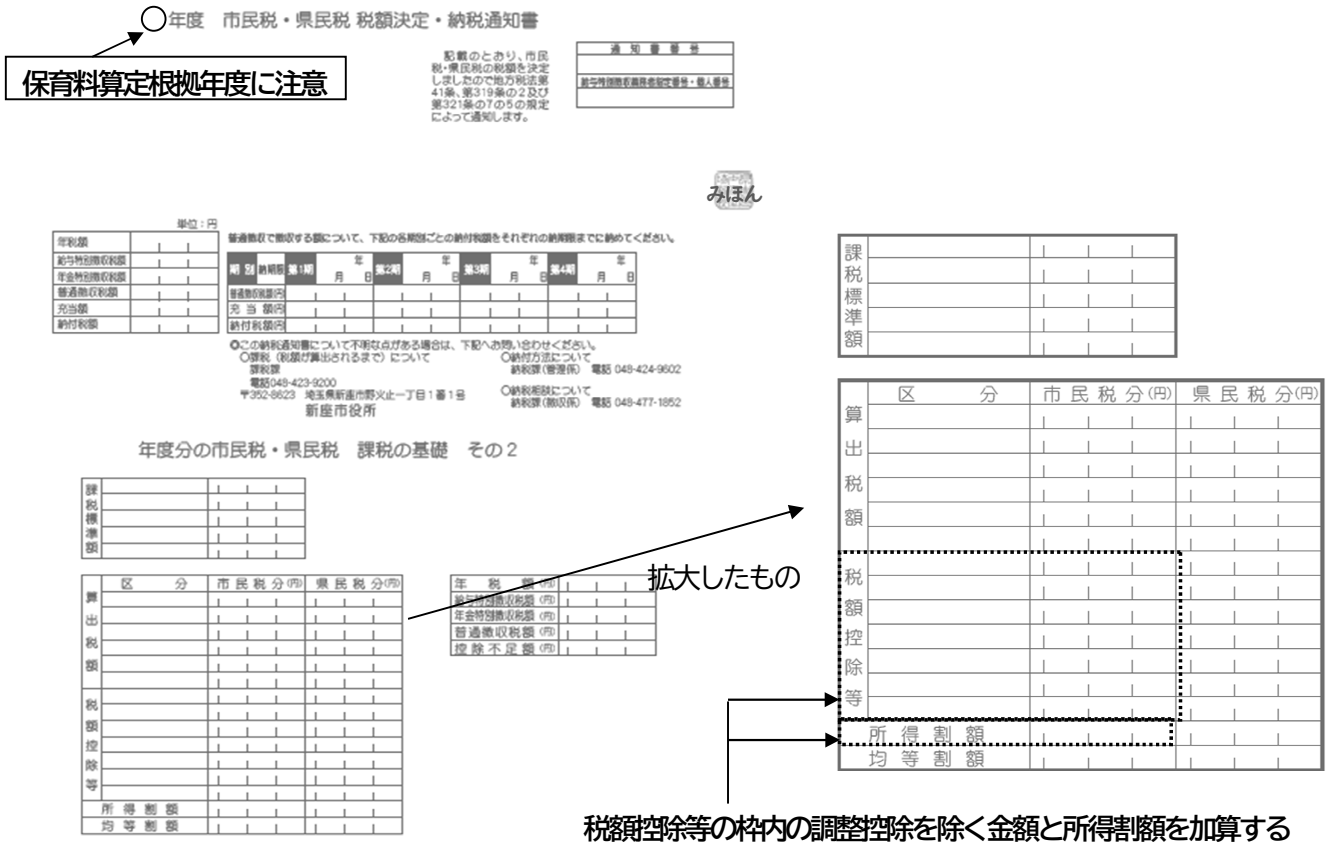

保育料決定通知の発送時期について

・４月に入室される方

◆　４～８月分を４月２０日頃、９～３月分を９月２０日頃に送付します。

・５月から８月に入室される方

◆　入室月～８月分を入室月２０日頃に送付します。９～３月分を９月２０日頃に送付します。

・９月から３月に入室される方

◆　入室月～３月分を入室月２０日頃に送付します。

保育料の変更について

◆　毎月１日時点の世帯状況により保育料を決定します。世帯構成に変更があった場合は、届出書の提出をお願いします。**変更日の翌月（１日が変更日の場合は当月）から保育料が変更となります（住民税所得割額の金額によっては、変更がない場合もあります。）。**

保育料の納入方法について

◆　原則、口座振替での納入をお願いしております。

口座引落し日は、**毎月月末**（月末が土・日・祝日の場合、翌営業日）となります。毎月の納入手続き及び収納事務の効率化に御協力ください。